

市第28号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

1 趣旨

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援策の推進を図るため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正します。

2 現行の助成内容

(1) 内容

健康保険に加入している子どもが病気やケガで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担額を助成する制度です。

(2) 対象

0歳児から中学3年生までの通院・入院に係る医療費を助成しています。

※1歳児以上には保護者の所得制限あり。

※小学4年生～中学3年生は通院1回500円を超える額を助成。ただし、保護者の市民税が非課税の場合は全額助成。

※入院及び院外薬局（薬代）は全額助成。

3 改正の内容

現在、1歳児以上には児童手当の旧基準による所得制限を設けていますが、令和3年4月から、1歳児及び2歳児の保護者の所得制限をなくします。新たに対象となる方は、現行の本人負担「2割」から、通院1回の上限額「500円まで」とし、500円を超える額を助成します。

※入院、院外薬局（薬代）は全額助成。

子どもの年齢 保護者の所得	0歳	1歳～2歳	3歳～小3	小4～中3
非課税	全額助成			
児童手当 旧基準未満				
児童手当 旧基準以上	<今回改正部分> 通院1回500円を超える額を助成 ※入院・院外薬局は全額助成		対象外（未就学児2割負担、小1以上3割負担）	

4 新たな助成対象者数

約1万人（令和3年度 見込み）

5 施行予定日

令和3年4月1日

【参考】

児童手当旧基準		
税法上の 扶養の数	所得制限額(所得) (未満が該当)	給与支払額の目安
0人	540万円	約733万円
1人	578万円	約775万円
2人	616万円	約817万円
3人	654万円	約860万円
4人	692万円	約902万円